

○北海道公安委員会・北海道警察本部長における情報公開条例審査基準について

令和5年3月28日

道本総第4659号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

北海道情報公開条例（平成10年道条例第28号。以下「条例」という。）に基づく開示請求に係る処分を行う場合の細目的な判断基準は、これまで「公安委員会・警察本部長における情報公開条例審査基準について」（平30. 4. 2道本総第4号。以下「旧通達」という。）に基づき、条例の適正な運用に努めてきたところであるが、条例の一部が改正されたこと等に伴い、所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「北海道公安委員会・北海道警察本部長における情報公開条例審査基準」を定め、令和5年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

令和5年4月

北海道公安委員会・北海道警察本部長  
における情報公開条例審査基準

北海道公安委員会  
北海道警察本部長

## はじめに

本審査基準は、北海道情報公開条例（平成10年道条例第28号。以下「条例」という。）に基づき北海道公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）が行う公文書の開示決定等に際して準拠すべき条例の趣旨、解釈、運用、具体例等を示したものであるが、その運用に当たっては、本審査基準を画一的に適用することなく、個々の開示請求ごとに、開示請求の対象となる公文書に記録されている情報の内容等に即して、個々具体的に判断しなければならない。

また、本審査基準で示した具体例は、あくまで代表的な情報についての判断であり、該当する事例がここに掲げたものに限定されるものではない。

## 第1 基本事項

### 1 開示・不開示の基本的考え方について

条例は、前文において道民の「知る権利」と道政の「諸活動について説明する責任」について述べており、公文書の開示を基本としている。

しかしながら、一方で個人、法人等の権利利益や公共の安全、利益等も適正に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを比較考量する必要がある。

このため、条例では、公開原則の例外となる不開示情報を具体的に類型化して定め、この不開示情報が記録されていない限り、公文書の開示請求に係る公文書を開示しなければならないとしている。

なお、条例第10条の規定の適用により不開示とされる情報であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合（条例第11条）には、開示できるとしている。

### 2 不開示情報の取扱いについて

条例では、公開原則の例外となる不開示情報を具体的に類型化して定め、条例第11条の規定により、実施機関が「公益上必要であると認めるとき」は、開示することができることの反対解釈として、「公益上必要と認めるとき」以外は、開示してはならないこととなる。

公文書の開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されているときの不開示情報の取扱いは、条例第10条第3項の「公文書の一部開示」の問題である。

### 3 不開示情報の類型について

条例第10条第2項各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が複数の不開示情報に該当する場合があります。

したがって、ある情報を開示する場合は、不開示情報のいずれにも該当しないことを確認する必要がある。

#### 4 条例第10条第2項各号の「開示すること」について

条例第10条第2項各号（条例第10条第2項第1号で適用される同条第1項第1号を除く。）で用いられる「開示すること」とは、何人も公文書の開示請求をできることから、何人にも知り得る状態におくことを意味する。

したがって、不開示情報該当性の判断に当たっては、開示請求者に開示することによって生じるおそれだけでなく、何人にも開示することにより生じるおそれがあるか否かを判断することとしている。

#### 5 不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等に伴って変化するものであり、公文書の開示請求があった都度判断しなければならない。

一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。

なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

## 第2 開示決定等に際して準拠すべき条例の趣旨及び解釈並びに運用

### 1 第10条（実施機関の開示義務）関係

本条は、公文書の開示請求に対する実施機関の開示義務を定めたものである。実施機関は、公文書の開示請求に係る公文書に本条第1項各号又は第2項各号に掲げる情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないことを明らかにしたものである。

なお、本条第2項の規定は、公安委員会及び警察本部長に限り適用されるものであり、それ以外の実施機関については、本条第1項の規定が適用されることとなる。

### 2 第10条第2項（実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。）の開示義務）関係

本項は、公文書の開示請求に対する公安委員会及び警察本部長の開示義務を定めたものである。

2 実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。）は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない。

#### 趣旨及び解釈

ア 実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。）は、本項各号の不開示情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないことを明らかにしたものである。

イ 不開示情報は、公開原則の例外となる情報を具体的に類型化して規定したもの

であって、不開示情報が記録されている公文書について開示請求があった場合は、第11条の規定により開示することが公益上必要であると認めるときを除き、いかなる場合においても開示できないものである。

ウ 不開示情報に該当するかどうかの判断は、開示請求者のいかなる問わぬに行われるものである。したがって、例えば、本項第1号で適用する本条第1項第1号に定める個人に関する情報に該当する情報が記録された公文書は、開示請求が当該個人に関する情報の本人自身から行われた場合であっても、開示することができないものである。

### 3 第10条第2項第1号（第10条第1項各号（第4号を除く。）に掲げる情報）関係

(1) 前項各号（第4号を除く。）のいずれかに該当する情報

#### 趣旨及び解釈

本号は、第10条第1項各号（第4号を除く。）に掲げる不開示情報の規定について、他の実施機関と同様に、公安委員会及び警察本部長にも適用することとしたものである。

### 4 第10条第1項第1号（個人に関する情報）関係

(1) 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの

#### (1) 趣旨及び解釈

ア 本号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から、個人のプライバシーに関する情報を不開示情報として定めたものである。

イ 「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、一般に個人のプライバシーに属すると考えられる情報について例示したものである。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、本項第2号に規定しており、このような情報が記録されている公文書の開示をどうかの決定（以下「開示等の決定」という。）は、同号で判断することとし、本号の不開示情報の範囲から除外したものである。したがって、事業を営む個人に関する情報が記録されている公文書であっても、その事業とは関係のない個人に関する情報が記録されている公文書については、本号により開示等の決定の判断が行われることとなるものである。

エ 「特定の個人が識別され得るもの」とは、特定の個人であると明らかに識別され、又は識別される可能性のある情報をいう。氏名等のように個人が直接識別できるような情報はもとより、当該情報からは直接特定の個人が識別できなくとも、他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得る情報も該当するものである。

オ 「通常他人に知られたいと認められるもの」とは、特定の個人の主観的判

断のいかんを問わず、社会通念上、他人に知られたくないと思うことが通常であると認められる情報をいう。

## (2) 運用

### ア 個人に関する情報が記録されている公文書の一般的な取扱い

個人に関する情報の開示は、当該個人に対して回復し難い損害を与えることがある。個人に関する情報が記録されている公文書の取扱いについては、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から、その内容がみだりに公にされることのないよう、常に最大限の配慮をするものとする。

### イ 個人に関する情報が記録されている公文書の一部開示の取扱い

個人に関する情報が記録されている公文書であっても、当該公文書から氏名等を削除することにより、特定の個人が識別され得ることなく、かつ、当該公文書の氏名等を削除した部分以外の部分について公文書の開示をしても開示請求の趣旨が損なわれまいと認められるときは、当該公文書の氏名等の個人に関する情報が記録されている部分を除いた部分について公文書の開示をするものとする。

### ウ 公務員等の職務情報の取扱い

公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員等の職及び氏名は、公務員等の私人としての行動又は私生活にかかわる事柄ではないから、通常他人に知られたくないと認められる個人に関する情報とはいえず、原則として本号の不開示情報には該当しないものである。

なお、公務員等とは、国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。

### エ 会食等の相手方氏名の取扱い

会食、懇談等の相手方の個人名は、原則として本号の不開示情報には該当しないものとする。

## 5 第10条第1項第2号（行政機関等匿名加工情報等に関する情報）関係

(2) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

### 趣旨及び解釈

ア 本号における「行政機関等匿名加工情報」とは、個人情報保護に関する法律第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報のうち、同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものをいう。

イ 「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。

具体的な内容は、政令第1条及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第2条から第4条までに定めるとおりである。

## 6 第10条第1項第3号（法人等に関する情報）関係

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの

### (1) 趣旨及び解釈

ア 本号は、開示することにより法人等及び事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められる情報を不開示情報として定めたものである。

イ 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

ウ 「競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」とは、次のような情報をいう。

(ア) 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上のノウハウ等の事項に属する情報、販売・営業上の事項に属する情報等であって、開示することにより当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が不当に損なわれると認められるもの

(イ) 経理、学務管理等の法人等又は事業を営む個人が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより当該法人又は事業を営む個人の事業運営が不当に損なわれると認められるもの

(ウ) 法人等又は事業を営む個人の社会的評価、社会的活動の自由等が不当に損なわれると認められるもの

### (2) 運用

法人等の地位が不当に損なわれる場合

「不当に損なわれると認められるもの」に該当するかどうかは、当該法人等又は事業を営む個人に係る当該事業の性格又は規模、事業活動における当該情報の位置付けなどを客観的に判断して行うものとする。

### (3) 具体例

ア 競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものに該当しない情報

営業活動を行っている法人等については、業者名、代表者名、所在地名、電話番号等は開示する。

また、当該営業活動を行っている法人等の取引金融機関口座、業者印、代表者印、検査印等については、当該法人等がこれらの情報を内部限りにおいて管理し

て開示すべき相手方を限定する利益を有する情報として管理していると認められない限り、開示する。

イ 入札に関する文書

入札に関する文書中、入札予定者又は応札者の経営内容、業務実施能力又は評価結果を記載した部分については、本号に該当し不開示とする。

また、承認図、取扱説明書等の文書中、落札業者の技術力、保守・保全体制を記載した部分についても、本号に該当し不開示とする。（なお、重疊的に条例第10条第2項第2号（公共の安全等に関する情報）にも該当する場合があります。）

**7 第10条第1項第5号（意思形成過程における審議、協議等に関する情報）関係**

(5) 道若しくは道が設立した地方独立行政法人（以下「道等」という。）又は国、独立行政法人等若しくは道以外の地方公共団体、地方独立行政法人（道が設立したものを除く。）その他の公共団体（以下「国等」という。）の事務又は事業に係る意思形成過程において、道の機関若しくは道が設立した地方独立行政法人（以下「道の機関等」という。）の内部若しくは道の機関等の相互間又は道の機関等と国等の機関との間における審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの

**(1) 趣旨及び解釈**

ア 本号は、道等又は国等が行う意思形成過程における情報であって、開示することにより道等又は国等の事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められる情報を不開示情報として定めたものである。

イ 「その他の公共団体」とは、土地改良区等の公共組合等をいう。

ウ 「事務又は事業に係る意思形成過程」とは、特定の事務又は事業における個々の決定の手續等が終了するまでの間のほか、当該事務又は事業が複数の決定の手續等を要するものである場合には、当該事案に係る全体としての最終的な意思決定が終了するまでの間をいう。

また、本号は道等に限らず国等の事務又は事業をもその対象としているので、当該事務又は事業について道等としての意思決定が終了していても、国等との間における最終的な合意が得られていない場合は、本号にいう意思形成過程にあるものである。

エ 「道の機関等の内部若しくは道の機関等の相互間」とは、道のそれぞれの機関内部若しくは道が設立した地方独立行政法人の内部又は北海道警察と知事等との道の機関相互間若しくは道の機関と道が設立した地方独立行政法人の相互間をいう。

オ 「審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報」とは、道等又は国等が実施する事務又は事業に係る行政内部の審議、協議、調査研究等に関する情報のほか、会議、打合せ、意見交換、相談、文書等による照会、回答等において実施機関が作成し、又は取得した情報をいう。

カ 「開示することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ず



ると明らかに認められるもの」とは、おおむね次のような情報をいう。

- (ア) 行政内部で審議中の案件等に関する情報であって、開示することにより、道民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招き、当該案件等に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの
- (イ) 行政内部の会議、意見交換の記録等の情報であって、開示することにより行政内部の自由な意見や情報の交換が妨げられると明らかに認められるもの
- (ウ) 事務又は事業に係る企画検討等のために収集した資料等の情報であって、開示することにより行政内部の審議等に必要な資料等を得ることが困難になると明らかに認められるもの

## (2) 運用

意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、実施機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提としての次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。

また、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、道民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に本号に該当する可能性が低いものと考えられる。

## 8 第10条第1項第6号（国等との協議等に関する情報）関係

- (6) 道等と国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの

### 趣旨及び解釈

ア 本号は、道等と国等との間における協議又は国等からの依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との間における協力関係が損なわれることにより、当該事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められる情報を不開示情報として定めたものである。

イ 「国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報」とは、道等と国等との間において、法令等に基づき、

若しくは任意に行われる協議により、又は国等からの依頼、照会等により実施機関が自ら作成し、又は他から入手した情報をいう。

ウ 「開示することが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し」とは、道等と国等との間における協議又は国からの依頼に際して開示しないこととする情報が特定されている場合はもとより、当該協議又は依頼の趣旨、目的、情報の内容等からその情報を開示するべきでないと思えられるおおむね次のような情報を開示することをいう。

(7) 道等と国等との間における協議に関する情報であって、国等においても公表していないため、開示することが妥当でないもの

(イ) 国等からの依頼による調査等に関する情報であって、国等の承認なしに公表してはならない旨の条件が付されているもの

(ウ) 全国を通じて統一的に公表することとされている情報であるため、それまでの間は開示しないこととされているもの

エ 「国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの」とは、開示することにより道等と国等との間における協力関係が著しく損なわれることによつて、当面又は将来にわたつて当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められる情報をいう。

## 9 第10条第1項第7号（事務又は事業の実施に関する情報）関係

(7) 試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの

### 趣旨及び解釈

ア 本号は、道等又は国等の事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められる情報を不開示情報として定めたものである。

イ 「試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画」とは、道等若しくは国等の事務若しくは事業の目的を失わせ、又はその公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められる情報の典型的な例を示したものであり、「その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報」とは、前段に例示した情報に類する内容及び性質を有するその他の情報をいう。

ウ 「当該事務若しくは事業の目的を失わせ」とは、各種の試験問題、検査、取締り等の計画を事前に開示することにより当該試験等の実施が無意味となるように、その事務又は事業の性質上、当該情報を開示することにより当該事務又は事業が本来の意義を失うような場合をいう。

エ 「当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの」とは、その情報を開示することにより、現在行われつつある事務若しくは事業又は行われようとしている事務若しくは事業の公正又は円滑な実施に重大な支障を及ぼす場合はもとより、開示することにより、反復又は継続して行われる各種の事務若しくは事業の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断できる場合をいう。

## 10 第10条第1項第8号（法令秘情報）関係

(8) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により明らかに開示することができないとされている情報

### 趣旨及び解釈

ア 本号は、法令等の規定により明らかに開示することができないとされている情報を不開示情報として定めたものである。

イ 「明らかに開示することができないとされている」とは、法令等の規定が開示してはならない情報を具体的に明示している場合及び法令等の趣旨・目的から、開示してはならない情報であると明らかに認められる場合をいう。

## 11 第10条第2項第2号（公共の安全等に関する情報）関係

(2) 次に掲げる情報等であつて、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報

ア 現在捜査中の事件に関する情報

イ 捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報

ウ 犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報

エ 被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設の保安に関する情報

オ 犯罪の被害者若しくは参考人又は犯罪に関する情報を提供した者が特定される情報

### (1) 趣旨及び解釈

ア 本号は、犯罪の予防、捜査等に代表される刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報として定めたものである。したがって、テロ等の不法な侵害行為からの人の生命、身体等の保護に関する情報は本号の対象であるが、風俗営業等の許認可、交通の規制、災害警備等の一般に開示しても犯罪の予防、捜査等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、本項第1号で適用する本条第1項第6号又は本項第3号の規定により開示・不開示を判断することになる。

イ 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

なお、道民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、開示しても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労務場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものであることから、開示することにより、保護観察等に支障が生じ、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報は、本号に該当する。

ウ 本号アからオまでに掲げる情報は、本号の適用範囲が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条第4号の規定と同様に犯罪の予防、捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨であることをより明確にするとともに、開示請求者に分かりやすくするために、公共の安全と秩序の維持に係る情報の類型を具体的に例示したものであり、本号アからオまでに掲げる類型に該当したとしても、開示した場合に公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがないければ不開示情報には該当しないものである。

「次に掲げる情報等」の「等」とは、犯罪の予防若しくは捜査に密接に関連する破壊的団体の規制、暴力団員の行う暴力的要求行為等の防止若しくはストーカー行為等の規制に関する情報又は検察官の指揮で行う勾引状や収容状の執行に関する情報など本号アからオまでに掲げる類型に限りなく近いものをいう。

エ 「支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報」としたのは、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなど公安委員会及び警察本部長が所掌する事務の特殊性から、司法審査の場においては、裁判所は公安委員会又は警察本部長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断するのが適当であるという趣旨である。

## (2) 運用

ア 本号を適用し不開示とするときは、単に「捜査の関連情報である」、「秘密文書である」などの抽象的・形式的な理由では足りず、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由を明らかにすることが必要である。

イ 本号に該当すると考えられる代表的な類型

公安委員会又は警察本部長が管理する情報の中で本号に該当すると考えられる代表的な類型は、次のとおりである。

- a 現在捜査（暴力団員による暴力的要求行為等の防止等犯罪の予防又は捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報であって、開示することにより、当該捜査に支障が生ずるおそれがあるもの
- b 捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報であって、開示することにより、将来の捜査に支障が生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあるもの
- c 犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報であって、開示することにより、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの
- d 被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設の保安に関する情報であって、開示することにより、被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障が生ずるおそれがあるもの
- e 犯罪の被害者若しくは参考人又は犯罪に関する情報を提供した者が特定される情報であって、開示することにより、これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがあるもの
- f 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、開示することにより、当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの
- g 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、開示することにより、当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの
- h 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報であって、開示することにより、当該活動に支障が生ずるおそれがあるもの

ウ 行政法規違反の捜査等に関する情報の取扱い

風俗営業等の許認可、交通の規制、災害警備等の一般に開示しても犯罪の予防、捜査等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報は、上記(1)のアの事項に記載のとおり本号の対象にはならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ本号の対象から除外されるものではなく、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反事件、道路交通法違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障が生ずるおそれがある情報又はこれらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、本号に該当し、不開示とする。

エ 警備実施等に関する情報の取扱い

警衛、警護又は治安警備実施（災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。以下「警備実施等」と総称する。）については、従事する警察職員の数及び配置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する

る情報は、これを開示することにより、警察の対処能力が明らかになり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとるなどにより警備実施等に支障が生ずるおそれがあることから、本号に該当し、不開示とする。

これらの情報は、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等の業務に支障が生ずるおそれがある場合には、不開示とする。

なお、警備実施等に従事する延べ人数等であって、報道機関等に情報提供するなどして広報された情報は、開示する。

## 12 第10条第2項第3号（人の生命、身体、財産等の保護に関する情報）関係

(3) 前号に掲げるもののほか、開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障が生ずるおそれのある情報

### 趣旨及び解釈

本号の「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護」とは、公共の安全と秩序の維持の観点から、人の生命、身体、財産又は社会的な地位を保護するという趣旨である。

公安委員会及び警察本部長が管理する公文書のうち、本項第2号に掲げる刑事法の執行を中心としたもの以外の一般に開示しても犯罪の予防、捜査等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報であって、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障が生ずるおそれのある情報について不開示とする趣旨である。

なお、本項第2号と異なり、司法審査の場において、公安委員会又は警察本部長の第一次的な判断が尊重される趣旨ではない。

## 13 第10条第3項（公文書の一部開示）関係

本項は、公文書の一部に係る公文書の開示について定めたものである。

3 実施機関は、開示請求に係る公文書に、第1項各号又は前項各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）とそれ以外の情報が記録されている場合において、不開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前2項の規定にかかわらず、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない。

### (1) 趣旨及び解釈

ア 公文書に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合であって、不開示情報とそれ以外の情報とを分離することができるときは、当該公文書の不開示情報が記録されている部分を除いた部分について、公文書の開示をすることとしたものである。

イ 「容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度」とは、公文書から不開示情報とそれ以外の情報とを分離することが、当該公文書の状態、不開示情報が

記録されている部分以外の部分について公文書の開示をするための複写物の作成に要する時間、経費等の各面から判断して容易に可能であり、かつ、当該公文書の不開示情報が記録されている部分を除いた部分について公文書の開示をすることにより、請求の趣旨を一部でも達成充足することができる程度をいう。

## (2) 運用

公文書の一部開示の方法

### (ア) 公文書の一部の閲覧

公文書の一部の閲覧は、原則として、当該公文書の不開示情報が記録されている部分を分離し、又は見えないようにして閲覧に供する方法により行うものとし、これによって、利用者の利便性を損なうこととなる場合にあっては、当該公文書の不開示情報が記録されている部分を削除した写しを作成し、この写しを閲覧に供する方法により行うものとする。

なお、利用者の利便性を損なうこととなる場合としては、次のようなものがある。

(a) 不開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することが困難となり、当該公文書に係る公文書の開示をすることができなくなる場合

(b) 不開示情報とそれ以外の情報とを分離するために相当の時間を要することとなる場合

### (イ) 公文書の一部の写しの交付

公文書の一部の写しの交付は、原則として、当該公文書の不開示情報が記録されている部分を分離し、又は見えないようにして作成した写しを交付する方法により行うものとし、これによって、不開示情報とそれ以外の情報とを分離するために相当の時間を要することとなる等、利用者の利便性を損なうこととなる場合にあっては、当該公文書の写しを作成し、この写しから不開示情報が記録されている部分を削除した写しを作成して交付する等の方法により行うものとする。

## 14 第11条（公益上の必要による開示）関係

本条は、不開示情報であっても、開示できる場合について定めたものである。

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、当該公文書に係る公文書の開示をするものとする。

### (1) 趣旨及び解釈

実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、当該情報が、現に発生しているか又は将来発生するおそれがある危害等から人の生命、身体、健康又は生活を保護するために開示することが公益上必要であると認めるときは、当該公文書について公文書の開示をするものとしたものである。

## (2) 運用

公益上の必要性

本条の適用に当たっては、不開示情報の規定によって保護される利益と人の生命、身体、健康又は生活の保護という公益上の必要性とを個別・具体的に比較考量して判断するものとする。

## 15 第12条（公文書の存否に関する情報の取扱い）関係

本条は、公文書の存否に関する情報の例外的な取扱いについて定めたものである。

第12条 実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められる場合又は犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合に限り、当該公文書の存否を明らかにしないことができる。

### (1) 趣旨及び解釈

ア 公文書の開示請求に対しては、公文書の存否を明らかにして開示等の決定をすべきであるが、その例外として、一定の場合に限り、公文書の存否を明らかにしない決定ができることとしたものである。

イ 「開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められる場合」とは、例えば、特定の個人に係る特定の疾病に関する公文書の開示請求のように、当該公文書の存在を認めて不開示決定をすることによって、当該個人が特定の疾病に罹患していることが明らかになる場合など、公文書の存在を認めただけで個人のプライバシーが侵害されるような場合をいう。

ウ 「犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合」とは、例えば、個人又は団体を特定した内偵捜査に関する公文書の開示請求あるいは日時、場所又は路線を特定した取締計画に関する公文書の開示請求のように、存在を認めて不開示決定をしても、また、不存在であると通知しても、当該個人や団体を内偵捜査しているか否かが明らかになる場合あるいは特定の日時、場所又は路線で取締りを行うか否かが明らかになる場合など、公文書が存在しているかどうかを答えるだけで犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合をいう。

## (2) 運用

ア 本条の適用範囲

本条に基づく決定は、特定の個人に関する特定の事項についての開示請求又は個人や団体を特定した内偵捜査情報についての開示請求がなされたような場合に限って行うものとし、単に不開示決定を行うことで個人の利益や犯罪の予防、捜査等の情報の保護法益が守られるような場合にまで適用することのないようにすることが必要である。

イ 北海道情報公開・個人情報保護審査会への報告

本条は、開示請求に対する応答の例外規定であることから、厳格に運用することが必要である。この厳格・適正な運用に資するため、本条を適用し処分を行ったときは、北海道情報公開・個人情報保護審査会に具体的理由等を付して事後報



告する必要がある。

#### ウ 具体例

公文書の存否を明らかにしない決定をする場合の具体例としては、次のような場合が考えられる。

- a 個人を特定した前科、前歴に関する情報が開示請求された場合
- b 個人又は団体を特定した犯罪の内偵捜査に関する情報が開示請求された場合
- c 日時、場所又は路線を特定した交通取締計画又は暴走族の取締計画に関する情報が開示請求された場合
- d 犯罪捜査や情報収集等の秘匿を要する警察活動に従事する警察官の氏名に関する情報が開示請求された場合
- e 個人を特定した相談内容に関する情報が開示請求された場合

## 16 第28条（適用除外）関係

第28条 この条例の規定は、次に掲げる公文書については、適用しない。

- (1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物
- (2) 漁業法（昭和24年法律第267号）第50条第1項に規定する免許漁業原簿

### (1) 趣旨及び解釈

本条は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第43号。以下「整備法」という。）において情報公開法の規定が適用されないこととされた文書のうち、実施機関が保有している公文書については、条例の適用除外とすることを定めたものである。

### (2) 運用

「訴訟に関する書類」について

#### (ア) 基本的な考え方

捜査の過程で作成される捜査報告書、供述録取書等の捜査書類については、情報公開法と同時に成立した整備法第7条により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2が新設され、「訴訟に関する書類及び押収物」については、情報公開法の規定は適用されないこととされたことから、条例においても適用除外としたものである。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・不公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されていることから、刑事訴訟法の制度に委ねることとしたものと解される。

条例の適用除外とされる「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、一般に、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であると解されている。手続関係書類であると証拠書類であるとを問わないし、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。

また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他の第三者の保管しているものも含まれる（立花書房「注釈刑事訴訟法〔新版〕第一巻」、青林書院「大コンメンタール刑事訴訟法第一巻」）。

(イ) 送致・送付前の訴訟に関する書類

いまだ送致・送付を行っていない書類についても、いずれは送致され、刑事訴訟法又は刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）の制度内で開示・不開示の取扱いがなされる機会があり得るため、条例の適用除外となる。

(ウ) 訴訟に関する書類の写し

「訴訟に関する書類の写し」については、実質的に原本と同様のものであることから、訴訟に関する書類に該当し、条例の適用除外となる。

(エ) 不起訴となった訴訟に関する書類の写し

「不起訴となった訴訟に関する書類の写し」については、訴訟に関する書類と同様に典型的に秘密性が高く、不開示情報に該当するものであるという性質を有し、刑事訴訟手続の特殊性等を踏まえ、条例の適用除外となる。

(オ) 公文書に添付された訴訟に関する書類の写し

訴訟に関する書類の写しが公文書に添付されている場合であっても、当該訴訟に関する書類の写しは、実質的に原本と同様のものであることから、条例の適用除外となる。ただし、訴訟に関する書類の写しが加工されるなどした結果、原本の形式、体裁を失った状態で添付されている場合は、訴訟に関する書類とはみなされず条例が適用され、開示請求の対象となる。

### 第3 代表的な類型ごとの基準

#### 1 警察職員の氏名の取扱い

##### (1) 職務遂行に係る情報に含まれる氏名

一般に、公務員の氏名については、職務を遂行した公務員を特定するための情報であるが、同時に私生活における個人識別のための基本情報としての性格を有しており、開示することにより、公務員の私生活に影響を及ぼす可能性がある。

特に、警察職員にあっては、従事する職務の特殊性から、当該警察職員が特定されると、捜査対象者や警察を敵視する個人、団体等から、家族を含めた嫌がらせを受けるなど、当該警察職員の正当な利益を侵すおそれや当該警察職員の家族の生命、身体等の安全を脅かすおそれがある。

よって、警察職員の氏名については、原則として、人事異動時の報道発表や職員録等により慣行として公にしている警部（同相当職を含む。）以上の階級にある警察職員を除き、開示することにより、警察職員やその家族の生命、身体、財産等の保護に支障が生ずるおそれがあると認められるため、第10条第2項第3号（人の生命、身体、財産等の保護に関する情報）に該当し、不開示とする。

なお、警部（同相当職を含む。）以上の階級にある警察職員の氏名であっても、次のような場合は、不開示とする。

(ア) 氏名等を開示することにより、犯罪捜査や情報収集活動等の秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがある場合（第10条第2項第2号（公共の安全等に関する情報）に該当）

- (イ) 北海道警察内部又は警察庁若しくは他の都府県警察若しくは他の行政機関との間における審議、協議中の案件等に関する情報であって、氏名等を開示することにより、外部からの圧力等により自由な意見や情報の交換が妨げられるなど、当該案件等に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められる場合（第10条第2項第1号で適用する同条第1項第5号（意思形成過程における審議、協議等に関する情報）に該当）
- (ウ) 氏名等を開示することにより、行政警察活動に係る事務又は事業の公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められる場合（第10条第2項第1号で適用する同条第1項第7号（事務又は事業の実施に関する情報）に該当）

## (2) その他の情報

ア 北海道警察が人事管理等のために保有する警察職員の個人情報

北海道警察が人事管理、給与の支給、福利厚生等のために保有する警察職員の個人情報（氏名、住所、年齢（生年月日）、保有車両、健康情報、休暇情報、給与額、家族状況、金融機関口座等をいう。）は、職務遂行に係る情報と直接関連しない職員個人の私生活にかかわる情報であり、このような情報は、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められることから、第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号（個人に関する情報）に該当し、不開示とする。

イ 職員番号

職員番号は、職員固有の番号であり、警察情報へアクセスするための個人識別番号として使用していることから、開示することにより、当該番号を利用して警察情報を不正に入手することを容易にし、犯罪の予防、捜査等の警察活動に支障が生ずるおそれがあると認められるため、第10条第2項第2号（公共の安全等に関する情報）に該当し、不開示とする。

## 2 公安委員会会議録

公安委員会会議録は、原則として開示するが、記載内容中に第10条第2項各号に掲げる不開示情報が記録されている場合は、当該情報は不開示とする。

不開示となる情報として、次のような例が考えられる。

ア 現在捜査中の事件に関する情報等であって、開示することにより、犯罪の予防、捜査等の警察活動に支障が生ずるおそれがある情報（第10条第2項第2号（公共の安全等に関する情報）に該当）

イ 特定の犯罪組織に対する取締りの方針等に関する情報であって、開示することにより、発言した委員長又は委員の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報（第10条第2項第2号（公共の安全等に関する情報）に該当）

ウ 委員長若しくは委員の発言内容又は氏名を開示することにより、外部からの圧力等により今後の公安委員会における自由な意見や情報の交換が妨げられるなど、審議中の案件等に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められ、又は以後の公安委員会の運営に関する事務の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められる場合には、当該発言内容又は氏名（第10条第2項第1号で

適用する同条第1項第5号（意思形成過程における審議、協議等に関する情報）又は第7号（事務又は事業の実施に関する情報）に該当）

### 3 予算執行関係文書

#### (1) 共通事項

##### ア 警察職員の氏名等の情報

予算執行関係文書における警察職員の氏名等の取扱いは、第3の1の事項に基づき、個々具体的に判断するものとする。

##### イ 警察との取引業者に係る情報

予算執行関係文書における警察との取引業者に係る情報の取扱いは、本審査基準に定める第10条第2項第1号で適用する同条第1項第3号（法人等に関する情報）の趣旨及び解釈並びに運用によるほか、取引業者を特定する情報であって、開示することにより、犯罪の予防、捜査等の警察活動に支障が生ずるおそれがあると認められるもの又は当該業者若しくは業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められるものについては、第10条第2項第2号（公共の安全等に関する情報）に該当し、不開示とする。

#### (2) 旅費

旅費の支出に関する予算執行関係文書については、個別の犯罪の予防、捜査等の警察活動に支障が生ずるおそれがないと認められるものは開示する。ただし、第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号（個人に関する情報）に該当する部分を除く。

なお、旅費の開示・不開示を検討するに際しては、個々の旅行の目的、実態等に照らし、開示することにより、個別の犯罪の予防、捜査等の警察活動に支障が生ずるおそれがあるか否かによって判断するものとする。

#### (3) 食糧費

食糧費の支出に関する予算執行関係文書についての開示・不開示は、当該食糧費の支出に係る警察活動、事務事業の目的、内容等及び個々の情報に照らして判断し、個別の犯罪の予防、捜査等の警察活動に支障が生ずるおそれがないと認められるものは開示する。ただし、第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号（個人に関する情報）及び第3号（法人等に関する情報）に該当する部分を除く。

#### (4) 捜査費・捜査用報償費

捜査費・捜査用報償費の支出に関する予算執行関係文書についての開示・不開示は、本審査基準に定める第10条第2項第2号（公共の安全等に関する情報）の趣旨及び解釈並びに運用によるほか、次による。

(ア) 個別の執行に係るものは、不開示とする。

(イ) 年度ごとの所属別執行額の総額を示すものは、開示する。

(ウ) 月ごとの所属別執行額の総額を示すものは、個別の犯罪の予防、捜査等の警察活動に支障が生ずるおそれがないと認められるものは、開示する。

### 4 警察組織の職員数に関する情報

道警察の職員数に関する情報のうち道警察の各部別の定員、所属別の配置基準人員に係る情報は、開示する。ただし、開示することにより、極左暴力集団等犯罪を敢行しようとする勢力に関する情報の収集又はテロ行為等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害への対処についての警察の能力が明らかになり、犯罪を企図する者等が、これらの能力の不備な部分を突くなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするおそれのあるものについては、不開示とする。

## 5 情報セキュリティ対策に関する情報

情報通信システムのウイルス対策装置、暗号化装置、侵入検知装置等情報セキュリティ対策の内容が特定できる情報については、開示することにより、当該システムの防御能力等が判明し、犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあることから、条例第10条第2項（公共の安全等に関する情報）に該当し、不開示とする。（なお、重疊的に条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第7号（事務又は事業に関する情報）にも該当する場合があります。）